

裁判所法改正による司法修習生への修習 給付金制度創設に関する会長声明

2017年4月19日、参議院本会議において、司法修習生に対する経済的支援である修習給付金制度を創設することを内容とする裁判所法の一部を改正する法律案が全会一致で可決された。衆議院においては、同月4日にすでに同法律案が可決されており、これによって司法修習生に対する経済的支援が復活することとなった。

司法修習生に対する経済的支援の復活については、これに賛同し、メッセージを寄せられた国会議員の数は、国会議員の過半数である455名に上った。司法修習生への経済的支援が復活するに至ったことには、その趣旨に賛同し、支援をされてきた国会議員の皆様の助力が不可欠であり、当会は、先ずこれらの国会議員の皆様に感謝し、深甚なる敬意を表明する。

2011年11月に、司法修習生に対する給費制が貸与制へと変更され、その後現在司法修習が行われている第70期司法修習生まで貸与制が継続されてきたが、この間、法科大学院の入学希望者が大きく減少した。さらに、司法試験受験者数も大きく減少するに至っており、2011年は司法試験の出願者が11,891人、受験者が8,765名であったものが、2016年には、出願者が7,730名、受験者が6,899名となっている。

また、日本弁護士連合会が行ってきた司法修習生へのアンケート結果等から、重い経済的負担が法曹になることへの障害となってきたことは明らかであり、経済的負担を理由に法曹になることを断念するなど、給費制を廃止したことにより、広く有為な人材を法曹に募ることが困難になっていた。

そのため、日本弁護士連合会でも、給費制復活のための組織を設置し、活動を行ってきたほか、当会でも、2012年8月31日付「司法修習費用の給費制復活を求める会長声明」等、数度に亘り給費制の復活を求める会長声明を公表してきた。

今回、司法修習生への経済的支援の制度が創設されたことにより、その経済的な負担感については相当程度解消されることになり、これによって法曹として有為な人材を確保することも現在よりも容易になるものであって、高く評価されるべきところである。

ただし、今回決定された司法修習生への経済的支援は、月額135,000円を一律支給するというものであって、従前の給費額に

はまったく及ばず、貸与制も併用されることもあり、司法修習生の経済的負担を完全に払拭するものではない。また、給費を受けられない期間中に司法修習を行った者への経済的支援については何ら定められていないなど、決して完全なものではない。

よって、当会としては、今回の司法修習生への経済的支援制度の創設については高く評価しつつも、あわせて、支援額の増額や、貸与制の期間に司法修習を受けた者への遡及的な経済的支援の実現に向けて、関係諸機関と連携し、更なる取組を行っていく所存である。以上、声明する。

2017年4月25日

佐賀県弁護士会

会長 稲津高大